

一般貨物自動車運送事業等の許可及び事業計画変更認可申請に係る

Q & A

<事業規模の拡大となる認可申請に係る要件（ア～カの全てを満たすこと）>

問1 「エ. 申請に係る営業所を管轄する運輸支局内における全ての営業所に配置している事業用自動車について、有効な自動車検査証の交付を受けていること。」とありますが、車検を受けていない車両を保有している場合は認められないということですか？

【回答】

- ・認められません。

注) 今回改正公示いたしました「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等事案の処理方針について（令和元年9月17日付け 公示第110号）」は以下「改正処理方針」という。

問2 「オ. 貨物自動車運送事業報告規則による事業報告書、事業実績報告書及び運賃・料金の届出並びにその他の報告の徴収について、届出・報告義務違反がないこと。」とありますが、この違反とは行政処分を指すのでしょうか？
届出していない場合でも該当しますか？

【回答】

- ・行政処分を受けたことを指すのではなく、貨物自動車運送事業報告規則第2条、第2条の2に規定されている報告など必要な行為を行っていないことが義務違反となります。
報告書の未提出、運賃・料金の未届出について該当します。

<事業用自動車の数の変更の認可>

問3 施行日である11月1日時点において、保有車両が5両を下回っている場合、5両以上にするための増車が必要となるのですか？

【回答】

- ・本改正は11月1日以降の申請に適用されるため、事業計画の変更がなければ現状のままとなります。

問4 現在車両を4両保有しています。荷主との契約が打ち切られ、1両減車して3両にしたいのですが認められますか？

【回答】

・改正処理方針では、「災害等により車両が使用不可となりこれに代わる他の車両が確保されるまでの間におけるものである場合に限り認める」とあることから、ご質問の理由についてはこれに該当しないため、認められません。

問5 現在車両を5両保有しています。変更後の数が5両に満たない場合であって、減車の認可申請をする場合、公示には「災害等により車両が使用不能となりこれに代わる他の車両が確保されるまでの間におけるものである場合に限り」とありますが、事故又は故障により車両が使用不能となった場合の減車は認められるのですか？

【回答】

・減車を認める場合の理由は問4の回答のとおりです。

事故又は故障により車両が使用不能となりやむを得ない場合については、代替りの車両を確保する具体的な時期を明記した計画書を添付頂いた上、個別に運輸支局までご相談下さい。

問6 変更後の数が5両に満たない場合であって、増車の認可申請をする場合、公示には「当該基準に適合させるための適切な計画を有していると認められる場合に限り」とされていますが、具体的にはどのような計画が必要ですか？

【回答】

・具体的には「●年●月●日までに基準を満たす（5両まで増車する）ために、～をする。」のように、具体的な時期を明記した計画が必要となります。

なお、10年後に5両まで増車する等明らかに具体的な計画がないものについては認められません。

問7 現在車両を3両保有しています。1両増車して4両にすることは可能ですか？この場合、「適切な計画」の提出が必要となるのでしょうか？

【回答】

・「適切な計画」をご提出頂いた上、認められれば3両から4両に増車することは可能です。

問8 現在車両を3両保有する霊柩運送（一般廃棄物運送）を営む者です。1両増車して4両にしたいのですが認められますか？

また、霊柩運送（一般廃棄物運送）のみを行う場合でも、「適切な計画」の提出が必要となるのですか？

【回答】

・改正処理方針において、霊柩運送または一般廃棄物運送のみを行っている事業者の方であって、許可の条件が付されている場合は、5両未満でも引き続き認められます。

したがって、「適切な計画」の提出は不要となります。